

とよかわボランティア・市民活動センター

ボランティア・市民活動 登録団体一覧

【発行】
運営受託：特定非営利活動法人
穂の国まちづくりネットワーク

ボランティアとは



個人の自由な意志によってより良い地域・社会のために
行う自発的・自主的な活動です。活動の形態は団体の他
に個人で行うものや、持続的な活動だけでなく1回または
数回の活動もあります。

それぞれの「自分にできることをできる範囲でやろう!!」
という気持ちから始まるのがボランティアです。自分自身
が気になること、好きなこと、得意なことなど身近なもの
から始めてみましょう。

とよかわボランティア・市民活動センター はどんなところ？



より良い豊川市のために、みなさんのボランティアや
市民活動をさまざまな側面から支援しています！

- *活動に役立つ講座、イベントの開催
- *情報の提供や発信、活動推進のPR
- *資材、活動場所の提供
- *ボランティア・市民活動に関する相談など♪



とよかわボランティア・市民活動センター

ボランティア団体 地域のみなさん 市民活動団体

ボランティアをする時は

- ①身近なこと・できることから
- ②相手の気持ちになって
- ③約束や秘密は必ず守ろう
- ④学びを大切に自分自身も成長
- ⑤謙虚な気持ちを忘れずに
- ⑥無理をせず継続を
- ⑦安全対策をしっかりと
- ⑧周りの理解や協力を得よう

活動分野 20 項目

特定非営利活動法人について規定されている特定非営利
活動促進法(NPO法)で、第2条に定義されている活動
分野の20項目です。

- ①保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ②社会教育の推進を図る活動
- ③まちづくりの推進を図る活動
- ④観光の振興を図る活動
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦環境の保全を図る活動
- ⑧災害救援活動
- ⑨地域安全活動
- ⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動



活動分野 20 項目

登録の際、団体の主要な活動内容・目的に沿って分野を
申請していただきます。センターではこの20項目に基づく
活動分野別に登録団体を把握しています。

- ⑪国際協力の活動
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬子どもの健全育成を図る活動
- ⑭情報化社会の発展を図る活動
- ⑮科学技術の振興を図る活動
- ⑯経済活動の活性化を図る活動
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱消費者の保護を図る活動
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は
活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として
都道府県又は指定都市の条例で定める活動



センターへ団体登録するには？

＜団体登録＞
団体登録をするにはいくつかの条件があります。
申請書類をもとに以下の登録の要件を満たしているかな
ど、厳正な審査を行ったうえで、登録団体として承認され
ます。

- ・豊川市内に活動拠点があること。
- ・2名以上で構成されていること。
- ・規約等があり、事業計画を有していること。
- ・公益性があること。
- ※宗教・政治活動や営利目的の活動は対象外。
- ・活動分野(20項目)に該当していること。

＜個人登録＞
団体登録だけでなく、個人の
登録も可能です。
センターに登録することで、
ボランティア情報の受信や任意の
保険加入など、個人で行う活動の
サポートを受けることができます。



登録までの流れ

とよかわボランティア・市民活動センター
プリオ窓口で申請書類一式を提出。
書類の様式は、センタープリオの窓口でお渡ししま
す。また、インターネットを利用してセンターのホー
ムページからダウンロードも可能です。



要件を満たしているかなどの審査を行うため、
登録承認まで2週間程度お時間をいただきます。
※不適切と判断された場合は登録できない場合も
ございますので、ご了承ください。



登録完了！

承認されたら、登録承認通知を送付します。
あわせて、センターの利用についてやWEBで施設
予約ができるサービスなどをご案内いたします。

裏面に登録団体一覧を
記載しています♪